

令和6年度「牛館ふれあいセンター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

牛館ふれあいセンターについては、牛館ふれあいセンター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年12月23日

施設名	牛館ふれあいセンター
設置目的	農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するため、農村環境整備共同利用センターを設置する。
所在地	青森市大字牛館字松枝84番地3
指定管理者	【名 称】牛館ふれあいセンター管理運営協議会 【代表者】会長 北田 政友 【住 所】青森市大字牛館字松枝84番地3
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適正に行われているか。	法定検査を定期的実施しているほか、常に施設の点検・清掃を行い、草刈を定期的に行うなど、良好な状況を維持している。	○	
	施設管理運営に地域住民の参画があるか。	町会の各班による交替制で、清掃や草刈等を行っており、地域のコミュニティ拠点施設を大事に使ってもらう意識を高めている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	防火管理者が防災計画の策定等に取り組み、防火計画に基づいた消火訓練等を実施し、仕様書どおり適切に行われている。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	施設利用の窓口となる者に対しては、外部への情報漏洩がないように指導を行っている。	○	
運営について	施設の平等利用が確保されているか。	利用許可については申請順により許可し、利用申請者に対し不公平のないように行っている。	○	
	要望を運営に反映する工夫がされているか、苦情処理の体制は明確か。	利用者からの要望、苦情に対しては迅速な対応に努め、検討を要するものは当協議会で審議し、必要に応じ、市と協議しながら対応する体制が作られている。	○	
	利用促進の取り組みがなされているか。	健康づくりに主眼を置いた町会単位の利用促進がなされている。	○	
	市民サービス向上の取り組みがなされているか。	利用者にとってより利用しやすい施設になるよう、要望把握に努め、サービス向上を図るなど仕様書どおり適切に行われている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、概ね適切といえる。
今後も適切な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179
【メール】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp